

制定 平成 20 年 9 月 7 日
改定 平成 30 年 9 月 14 日
改定 令和 6 年 6 月 1 日

日本体操学会役員選出規定

第 1 章 理 事

第 1 条 理事の選出は、会員歴 2 年以上の正会員の無記名投票によるものとする。

第 2 条 理事の選挙権・被選挙権は前年度までの会費を納入している会員であることを基礎条件とする。ただし団体正会員は選挙権を有するが被選挙権は有しない。

第 3 条 投票は 10 名連記とするが、10 名未満でも受け付ける。

第 4 条 選挙は全国区とする。

第 5 条 選挙により選出される理事の定数 11 名以内とする。

第 2 章 会長、副会長

第 6 条 理事選挙終了後、速やかに会長、副会長の選出を行う。

第 7 条 会長、副会長の選出は当選理事の推薦によるものとする。

第 3 章 推薦理事

第 8 条 会長選出終了後、会長に選出された者は、当選理事の承認を得て、5 名以内の理事を推薦する。

第 4 章 理事長、副理事長、事務局長

第 9 条 理事長の選出は理事の互選とするものとする。

第 10 条 副理事長、事務局長の選出は理事長が指名し、理事会の承認を得るものとする。

第 5 章 監 事

第 11 条 会長選出終了後、会長に選出された者は、当選理事の承認を得て、監事 2 名を推薦する。

第 6 章 既定の改正

第 12 条 本規定の改正は、総会の議を経て行う。

以上